

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し非難する決議について

2月24日、ロシアは国際社会の声を無視し、ウクライナ領土への軍事侵攻を開始した。

既に攻撃を受けている都市や地域では、幼い子どもを含む多くのウクライナ国民の尊い命が奪われ、多数の負傷者が出ている。また、施設、建物、インフラが破壊されるなど、多くの被害が出ており、戦火を逃れ、避難する人々は、過酷な避難生活を余儀なくされている。

今般のロシアによる軍事侵攻は、国際秩序の平和と安全にも深刻な影響を及ぼす暴挙と言わざるを得ず、ウクライナの国家主権と国民の人権を踏みにじる明白な国際法及び国連憲章の違反であり、どのような理由をもってしても決して許されるものではない。

さらに、ロシア軍によるウクライナの原子力発電所への攻撃や核兵器使用の可能性をも示唆するプーチン大統領の国際社会に対する威嚇は、唯一の戦争被爆国であり、福島第一原子力発電所事故を経験した、日本の国民として、断じて許すことはできない。

今、緊急に求められるのは、脅かされているウクライナ国民の生命と国家主権を守ることである。

よって、陸前高田市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し非難するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求め、陸前高田市の都市宣言である「非核平和都市宣言」(昭和60年)に基づく、世界の恒久平和の実現を切望する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

岩手県陸前高田市議会議長 福田 利喜